○法務省令第十号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十五条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

法務大臣　齋藤　健

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の第一表、第二表及び第三表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

第一表

改正後	改正前
（人権擁護部の所掌事務） **第五条**　人権擁護部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～四　略］ 五　前各号に掲げるもののほか、人権擁護に関すること。 （統括登記官の定数、配置及び職務） **第五十一条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百五十人以内を置く。 ［２・３　略］	（人権擁護部の所掌事務） **第五条**　人権擁護部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～四　同上］ 五　その他人権擁護に関すること。 （統括登記官の定数、配置及び職務） **第五十一条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百四十七人以内を置く。 ［２・３　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二表

改正後	改正前
（民事行政部の所掌事務） **第四条**　民事行政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　略］ 三　前二号に掲げるもののほか、民事行政に関すること。 四　［略］ 五　相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）の規定による土地所有権の国庫への帰属の承認に関すること。 （首席登記官の職務） **第二十三条**　民事行政部の首席登記官は、登記に関する事務（成年後見登記に関する事務、動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務（特例法第六条第二号事務を除く。）並びに電子認証管理官の所掌に属する事務を除く。以下同じ。）及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の規定による土地所有権の国庫への帰属の承認に関する事務（以下「国庫帰属に関する事務」という。）をつかさどる。 ２　東京法務局民事行政部の首席登記官三人は、それぞれ不動産登記担当、第一法人登記担当及び第二法人登記担当とし、不動産登記担当の首席登記官は登記に関する事務（商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に関する事務並びに特例法第六条第二号事務を除く。）及び国庫帰属に関する事務を、第一法人登記担当の首席登記官は商業登記、法人の登記及び企業担保権の	（民事行政部の所掌事務） **第四条**　民事行政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　同上］ 三　その他民事行政に関すること。 四　［同上］ ［号を加える。］ （首席登記官の職務） **第二十三条**　民事行政部の首席登記官は、登記に関する事務（成年後見登記に関する事務、動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務（特例法第六条第二号事務を除く。）並びに電子認証管理官の所掌に属する事務を除く。以下同じ。）をつかさどる。 ２　東京法務局民事行政部の首席登記官三人は、それぞれ不動産登記担当、第一法人登記担当及び第二法人登記担当とし、不動産登記担当の首席登記官は登記に関する事務（商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に関する事務並びに特例法第六条第二号事務を除く。）を、第一法人登記担当の首席登記官は商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に関する事務並びに特